

町報

かどがわ

日本一住みよい

1997

3

第420号

門川町



春よこい! 3月生れの園児を祝う「ひなまつり誕生会」

門川保育所で雛人形が飾られた舞台上上がった園児たちは少し緊張した面持ちでした。



第9回 「婦人親睦のつどい」を開催

3月15日(土) 午後6時～午後9時半 門川町総合文化会館

お気軽に参加下さい

- 講演 午後六時三〇分 演題「山村集落に生きる人びと」 講師(前諸塚村長) 甲斐重勝氏
- アトラクション 午後7時～7時30分
- お楽しみ抽選会
- ◎家庭を、地域を支える、女性交流のひと時です。
- ◎なたでも気軽に参加できます。

'97ミスかどがわ(2名)募集!

素敵なあなたから応募をお待ちしています

- ミスかどがわに入賞された方、おふたりには海外旅行をプレゼント。
 - 応募者全員に記念品進呈
 - ミスかどがわ入選者を推薦された方にも記念品進呈
- 【応募資格】
- (1)門川町に居住、もしくは勤務されている方。
 - (2)満18才以上の未婚女性であること。(ただし高校生は除く。)
 - (3)主催者の要請による各種行事に参加できる方。
- 【応募締切】 3月31日(月)
- ※審査選考会 4月13日(日) (詳細は直接本人に連絡)
- 【主催】 門川町観光協会
- 【申込先】 門川町大字門川尾 末924612
- APIO (門川商工コミュニケーションセンター)
- サビスタステーション内 門川町観光協会 ☎63-0424
- 門川町本町1丁目1番地 門川町役場商工水産課 ☎63-1140

消費税法が改正されます

新たに地方消費税を創設

4月1日より消費税率(4%)と地方消費税率(1%)とで5%

- 1 消費税法の一部が改正され、また、新たに地方消費税が創設されました。
 - 主な改正は次のとおりです。
 - 平成九年四月一日以後に行われる取引から消費税と地方消費税を合わせた税率が5% (消費税は4%、地方消費税は1%、レジや請求書の伝票には5%相当額を表示することになる。)
 - なお、課税事業者は、消費税と地方消費税とを合わせて税務署長に申告し、納付することになります。
 - 簡易課税制度のみなし仕入率で新たに第五種事業者(みなし仕入率50%)が追加されました。
 - 原則として、平成九年四月一日以後に開始する事業年度(個人事業者は平成十年分)から適用になります。
 - 平成九年四月一日以後に開始する事業年度(個人事業者は平成十年分)から簡易課税制度の適用上限額が二億円になります。
 - 例えば、三月決算法人の場合、平成九年四月一日から開始する事業年度が簡易課税
- 2 簡易課税制度のみなし仕入率で新たに第五種事業者(みなし仕入率50%)が追加されました。
- 3 平成九年四月一日以後に開始する事業年度(個人事業者は平成十年分)から簡易課税制度の適用上限額が二億円になります。
- 4 仕入税額控除の適用要件として帳簿と請求書の両方の保存が必要となります。(平成九年四月一日以後の取引から適用)
- 5 平成八年九月三〇日までに締結した工事等に係る請負契約に基づき、平成九年四月一日以後に行われる課税資産の譲渡等については、現行税率(3%)が適用されます。(経過措置)
- 6 平成八年九月三〇日までに締結した資産の貸付け契約に基づき、平成九年四月一日前日から同日以後引き続きその契約に係る資産の貸付を行っている場合で、その内容が一定の要件に該当するものについては、現行税率(3%)が適用されます。(経過措置)
- 7 限界控除制度については、平成九年四月一日以後に開始する課税期間(個人事業者は平成十年分)から廃止

誠に申し訳ありませんが諸事情により、作品受付期間を延期いたしましたので、その旨をお知らせするとともに、改めてコンテストの写真を募集いたします。

【テーマ】 門川の四季・季節感あふれる風景、行事、祭り等様々な門川を象徴する作品

(例)遠見山森林公園、防災ダムの桜、お滝さん、小園井堰、乙島ピロー島、しろうお漁、尾末のたんじり、小園の白太鼓踊り、中山神社の裸参り、花火大会

【サイズ】 カラー四ツ切り(ワイド可)、組写真不可

【賞】 特選1名 5万円、準特選2名 3万円、入選5名 5千円、佳作10名 3千円

【応募規定】

- 1人で何点でも応募できます。
- 入賞は1人1賞とします。
- 作品は未発表及び発表予定のないものに限りません。
- フィルムはボジまたはネガに限りません。
- 応募作品は返却しません。
- 入賞作品の著作権は主催者に帰属します。
- 作品名、撮影場所、氏名、住所、年齢、電話番号、勤務先を裏面に貼付してください。

【受付期間】 6月16日(月)～6月27日(金)

【発表】 7月中旬・直接通知

【展示】 場所・門川商工コミュニケーションセンターアビオ 期間・7月下旬～8月上旬

【送付先】 東臼杵郡門川町本町1丁目1番地 門川町商工水産課(観光協会事務局) 【問合せ先】 門川町観光協会事務局 ☎63-1140(内線256) 【主催】 門川町観光協会

フォーシーズン かどがわ写真コンテスト

誠に申し訳ありませんが諸事情により、作品受付期間を延期いたしましたので、その旨をお知らせするとともに、改めてコンテストの写真を募集いたします。

【テーマ】 門川の四季・季節感あふれる風景、行事、祭り等様々な門川を象徴する作品

(例)遠見山森林公園、防災ダムの桜、お滝さん、小園井堰、乙島ピロー島、しろうお漁、尾末のたんじり、小園の白太鼓踊り、中山神社の裸参り、花火大会

【サイズ】 カラー四ツ切り(ワイド可)、組写真不可

【賞】 特選1名 5万円、準特選2名 3万円、入選5名 5千円、佳作10名 3千円

【応募規定】

- 1人で何点でも応募できます。
- 入賞は1人1賞とします。
- 作品は未発表及び発表予定のないものに限りません。
- フィルムはボジまたはネガに限りません。
- 応募作品は返却しません。
- 入賞作品の著作権は主催者に帰属します。
- 作品名、撮影場所、氏名、住所、年齢、電話番号、勤務先を裏面に貼付してください。

【受付期間】 6月16日(月)～6月27日(金)

【発表】 7月中旬・直接通知

【展示】 場所・門川商工コミュニケーションセンターアビオ 期間・7月下旬～8月上旬

【送付先】 東臼杵郡門川町本町1丁目1番地 門川町商工水産課(観光協会事務局) 【問合せ先】 門川町観光協会事務局 ☎63-1140(内線256) 【主催】 門川町観光協会

消費税率の引上げに伴い 臨時福祉特別給付金が支給されます

消費税率の一部が改正され、また、新たに地方消費税が創設されました。主な改正は次のとおりです。

●平成九年四月一日以後に行われる取引から消費税と地方消費税を合わせた税率が5% (消費税は4%、地方消費税は1%、レジや請求書の伝票には5%相当額を表示することになる。)

●なお、課税事業者は、消費税と地方消費税とを合わせて税務署長に申告し、納付することになります。

●簡易課税制度のみなし仕入率で新たに第五種事業者(みなし仕入率50%)が追加されました。

●原則として、平成九年四月一日以後に開始する事業年度(個人事業者は平成十年分)から適用になります。

●平成九年四月一日以後に開始する事業年度(個人事業者は平成十年分)から簡易課税制度の適用上限額が二億円になります。

●例えば、三月決算法人の場合、平成九年四月一日から開始する事業年度が簡易課税

臨時福祉特別給付金(福祉給付金) 支給対象者一人につき 一万円

臨時介護福祉金(介護福祉金) 支給対象者一人につき 一万円

臨時特別給付金(特別給付金) 支給対象者一人につき 一万円

本年4月から消費税率が引上げられることになりましたが、これに伴って、高齢福祉年金、特別障害者受給者や低所得の在宅ねたきり老人、65歳以上の低所得

りたいことがありましたら、税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

延岡税務署 ☎0982-3301

宮崎税務相談室 ☎0985-9380 ☎09389

の方々に対し、臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。

申請書の配布・回収については各地区の民生・児童委員にお願いしていますので、支給を受けようとする方は3月25日までにお出し下さい。

詳しくは、門川町役場・福祉保健課(☎63-1140 内線226番)にお尋ね下さい。

締め切り間近!

忘れていませんか?

配偶者の届け出

サラリーマンなどの第二号被保険者の被扶養配偶者は第三号被保険者となっています。これらの方々は保険料を個人で納付する必要があります。資格の得喪、被保険者種別の変更の届出を市区町村にそのつどきちんと行うことが必要になっています。

具体的には、結婚、配偶者の就職、本人の退職などでサラリーマンの被扶養配偶者、すなわち第三号被保険者とな

届け出が必要な場合

つたときには、国民年金被保険者の種別変更届出を市区町村に提出することになります。気をつけなければならぬのは、その後に配偶者が退職して被扶養配偶者でなくなると、本人も第三号被保険者から第一号被保険者となるので、市区町村に同様に種別変更届出を出すこととなります。もちろん、被扶養配偶者である本人が、厚生年金に加入している会社または役所に勤め始めたときには第三号被保険者から第二号被保険者になりますので、市区町村に種別変更届出を出すこととなります。

なお、夫または妻である第二号被保険者が厚生年金の職場から共済組合の職場に転職したときや船舶事業所に転職したときなどは、本人は第三

また、パート収入などが一定額以上あるときには、これも被扶養ではなく、第三号被保険者から第一号被保険者となるので、市区町村に同様に種別変更届出を出すこととなります。

もう一度確認しましょう

養配偶者でなく

国民年金被保険者であることには変わりありませんが、それを確認する種別確認届出を市区町村に出すこととなります。

三月まで届出の特例期間

年金権の保障にとって重要な第三号被保険者の届出ですが、未届出者が相当いるのではないかと指摘されています。本人もまだ制度の趣旨を知らないとか、うっかりの届出漏れなどがあれば、資格期間が短くなって年金額が少なくなったり、無年金になるといったおそれもあります。そこで、平成六年の国民年金法改正の際に、平成九年三月三十一日までに届け出れば、昭和六十年四月からさかのぼって届出があったものとみなすこととされました。

この期限が近づいています。もう一度確認しましょう。届出を忘れていませんか。第三号被保険者であれば届出で料金をとられたりすることはありません。

◇お問い合わせは役場の国民年金係まで

わたしたちの



し尿汲取り業者の地域指定

西部地区	東部地区
松瀬・三ヶ瀬・上井野・大内原・小松・小園・中山・城屋敷・五十鈴・平城東・上町・本町・東栄町・西栄町・宮ヶ原・栄ヶ丘・竹名・中尾・中村	平城西・南町1区・南町2区・南ヶ丘・旭町・尾末東・後向・下納屋・上納屋全区・加草全区・庵川西・庵川東・牧山・谷の山
首藤工務店 ☎63-1742	門川衛生社 ☎63-1415

※この指定は、平成9年4月1日からです。

なお、し尿汲取りについての申込みは、早目をお願いいたします。



し尿汲取り
地域指定の
変更について

四月一日より、し尿汲取り業者の地域割が左表の通りになりますので申込みの際はご留意の上、それぞれの指定業者に申込みをして下さい。

お知らせ
変更になります…

燃えないゴミの収集日が一部変更になります

清掃工場の土曜日休みについて

ごみ収集日程

燃えるごみ	燃えないごみ	収集地区
月・木	水	・本町・上町・栄ヶ丘 ・東栄町・西栄町・宮ヶ原 ・上納屋1、2、3区・竹名 ・加草1、2、3、4、5区 ・庵川西・庵川東
月	水	・中村
第1 第3 木	第1 第3 水	・牧山
—	第3 水	・谷ノ山・松瀬
火・金	水	・小松・小園・中山 ・城屋敷・五十鈴・南ヶ丘 ・南町1、2区・尾末東 ・旭町・中尾・後向 ・下納屋・平城東・平城西
火	水	・三ヶ瀬・上井野・大内原

平成六年に改正されました労働基準法の、労働時間についての経過措置(週44時間)が、三月三十一日をもって終了いたします。

このため、町民の皆様よりご利用いただいております清掃工場も、今回の労働基準法に併せるため、四月一日より、土曜日を休みとすることになりました。

つきましては、現在土曜日

に収集しております地区の不燃物ゴミについては、四月一日からは水曜日に収集することになりましたのでお知らせいたします。なお、土曜日は清掃工場が休みとなることから、個人での持込みもできなくなりますので申し添えます。日曜日は、従来通り午前8時30分から、午後4時30分までは受け入れを行いません。

3月1~7日

全国山火事予防運動

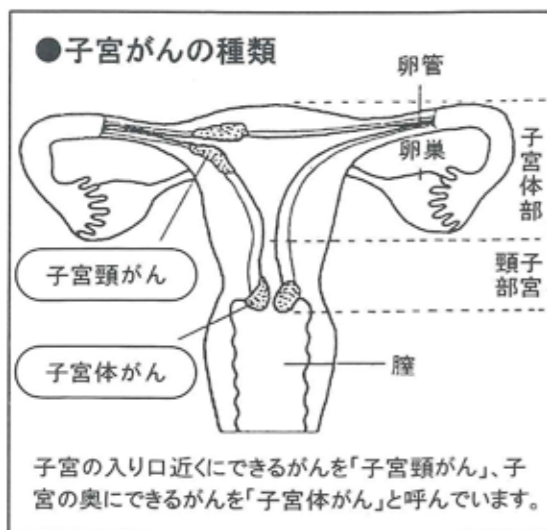


あなたです 山を守るも 火を出すも

3月は子宮がん検診の申込み月です

申込み用紙が班回覧されますので、受診希望される方は申し込んでください。
電話での申込みも受け付けております。(☎63-1140内線225)

50歳以降の女性は子宮がん発病の危険率が高くなります。



子宮頸がんは、発症が最も多いのが50歳前後

症状	不正出血やいつもと違うおりもの。月経不順
特徴	治癒率が大きくアップしている。子宮がんの死亡数は、35年前に比べると半分に減っている。がんの中でも死亡数が非常に減っているがんの1つです。これには、子宮がん検診の普及が大きく寄与しています。

出血などの症状 → 病院受診 → 治癒率60%
検診受診 → 病院受診 → 治癒率90%

検診で早期のうちにガンが発見されれば、ほとんどの方が治癒します。検診は、1人数分程度しかかかりません。(受付時間を含めて30分程度)

症状がでない早期のうちに見つけて治療することが大切です。

自分の健康のために1年に1度は検診を受けましょう。

花粉症はアレルギー病の一つと言われています。アレルギーの現象を説明しますと、人間の体は細菌やウイルスなどの外敵から守られており、このメカニズムを免疫といいますが、これらは、白血球、リンパ球、抗体などによって機能しています。たとえば、進入してきた細菌を白血球がやっつけてくれることによって、人間の体は守られています。この働きは生命維持のためにとっても重要なものですが、この免疫が働くときに人の体に有害な現象が起ることがあり、これをアレルギーと呼んでいます。杉花粉が鼻の粘膜にくっつき、鼻汁がでてこれを押し出し、次にくしゃみやが起り、これを吹き飛ばし、体を守ろうとします。本来は大切な

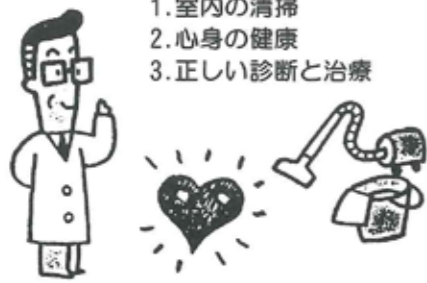
花粉症の季節です



働きなのですが、過剰に起これば、一日中くしゃみや、鼻水に悩まされることとなります。アレルギーとは免疫反応が異常におこる現象です。花粉症予防といってもなかなか難しいのですが、マスクを着用する。ふとんを干したときは必ず掃除機をかけるなど手軽にできる予防法もあるようですので試してみてください。

●日常生活の注意

1. 室内の清掃
2. 心身の健康
3. 正しい診断と治療



あなたも もうすぐ 有権者

選挙人名簿に正しく登録されるために

県外または他市町村の大学等へ進学され、寮・下宿等に居住するときは、必ず住民票を居住先に移して下さい。

県外の大学等で修学するときは、必ず住民票を移しましょう。

高校3年生では、ほとんどの人が満18歳になられたことと思います。ご承知のようにわが国の憲法では、成年に達したすべての国民に選挙権を保障しています。選挙については学習等を通じて十分に理解されていることと思いますが、皆さんが成年に達して取得される選挙権も実際に投票という方法で行するためには選挙権を有すると共に選挙人名簿に登録されていることが必要です。

本来、実際に住んでいるところと住民票の住所とは同じものであり、したがって選挙人名簿にも同じところで登録されています。

ところが、県外や他市町村の大学等で修学のため寮や下宿で居住中の学生の方の中には、住民票を家族が居住している住所に残したまま、修学先の寮・下宿には移していない人があります。このような人についても、満20歳に達すれば、住民票が

選挙人名簿は、住民基本台帳（住民票）に基づいて作られます。

あなたの住民票は、あなたが住んでいるところで作られ、役場に保管されていますが、住民票は他市町村から転入、他市町村への転出、町内間の転居等に際しては、その都度町住民課等へ届出が義務づけられています。

選挙人名簿は、この住民票に基づいて市町村にある選挙人名簿に転写されています。ある市町村で選挙人名簿に登録されますが、実際には修学先の寮・下宿に居住しており、選挙人名簿に登録されているところには住んでいないわけですから、せっかく選挙人名簿に登録されても投票できないこととなります。

また、修学先の寮・下宿にも住民票がないため、修学地の市町村でも選挙人名簿に登録されず、ここでも投票できないこととなります。選挙権は有していながら修

学生、生徒の住所の認定

「修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒の住所は、特段の事情のない限り、その寮、下宿等の所在地にあるものと認められる。」昭和29年自治庁（当時）通達との規定があります。特段の事情とは、「寮、下宿

管理委員会で作られます。あなたも満20歳になれば、住民票がある市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に登録されますが、「いざ選挙」というときのために毎年9月1日現在で満19歳の人を住民票から抽出し、いつでも選挙人名簿に登録できるように準備をしています。

このように考えてみると、「あなたももうすぐ有権者！」という意味がおわかりいただけだと思います。

学先に住民票を移していないため、大切な一票が行使出来ないこととなります。

君の一票、なにかが輝く、何かが良くなる。



等が実家等から近く、実家等に配偶者があり、管理すべき財産を持ち、休暇以外にもしばしば帰宅していること」とされています。

つまり、これにあてはまらない下宿・寮生活の学生等は、現在住んでいる所が住所とみなされ、実家に帰省しての選挙はできないこととなります。(門川町選挙管理委員会)

日本の政治をささえているのは、一人一人の一票です。



平成9年度高校・大学の奨学生若干名を「門川町奨学規定」に基づき、次の要領で募集します。希望される方は、規定条文を熟読のうえ、町教育委員会に願書を提出して下さい。

願書は町教育委員会にあります。

奨学生募集

平成9年度 高校・大学の奨学生

3月1日～3月31日まで

- 一、受付期間
平成九年三月一日から
平成九年三月三十一日まで
- 二、募集人員
若干名

門川町奨学規定(抜粋)

第一条(目的)
この規定は、向学心を持ちながら家庭の経済的理由により就学困難な者に対し、学資の一部を貸与し、教育の振興を図り、将来有能な社会人の育成に努めることを目的とする。

第二条(資格)
前条による学資を貸与する生徒は、保護者が本町に住所を有し、将来においても住居を有する見込の子弟で公・私立の高等学校又は大学に学籍を有し、前条に該当する者に貸与する。

第五条(奨学金の額)
奨学金の貸与額は次のとおりとする。
一、高校
月額 一〇,〇〇〇円
二、大学
月額 二〇,〇〇〇円

第十四条(奨学金の返還)
奨学金の返還については、貸付け期間の二倍の期間内で返済しなければならない。
この制度は奨学金の返済金により運用されており、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

第七条(提出)
奨学生を志望する者は、保護者及び連帯保証人連署の次

【問い合わせ先】
門川町教育委員会教育総務課
電話 六三二一四〇
(内線二六七・二六八)

の書類を提出しなければならぬ。

- 一、奨学生願書
- 二、家庭状況調査書
- 三、学業成績証明書
- 四、入学許可証明書又は在学証明書
- 五、源泉徴収票もしくは資産、所得及び納税を証するもの

第八条(選考)
一、奨学生の決定は、町教育委員会が行う。
二、奨学生決定者には、奨学金貸与決定書をもって通知する。
三、奨学生として許可された者は、規定を正しく守る旨の誓約書を直ちに提出しなければならない。

図書室 だより

川端誠原画展終わる

子どもたちの夢・更に広がって入場者・500人越える
子どもたちにとって、幼な頃の絵本やお話との出会いは、幼な心にもとても鮮烈な印象を与えるものです。それだけにその感動は、成長の証としていつまでも子どもたちの心に生き続けることでしょう。

この度、絵本作家・川端誠さんの作品の中から、「鳥の島」「びかびかぶつん」「森の木」などの原画三十七点を展示する機会に恵まれました。優に500人を越えるみなさんが来室され、すばらしい感動体験をされました。



図書の寄贈

次の方々より図書の寄贈をいただきました。ありがとうございます。

- ・長友 厚子様(上町)
- ・太田宇一郎様(本町)
- ・諸江 一郎様(西栄町)
- ・小林 進様(東栄町)
- ・原田 倫利様(加草)
- ・小川 恒子様(南町)
- ・吉田 照子様(宮ヶ原)
- ・矢野 真理様(庵川西)
- ・黒田 利治様(下納屋)

万一の事故に備えて

スポーツ安全保険に加入しましょう

平成9年度のスポーツ安全保険の受付が3月より始まっています。この保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動などの際の傷害事故や賠償責任を負う事故を補償し、また、心臓マヒなどの突然死に見舞金をお支払いして、グループの人たちが安心して活動できるためにつくられた、営利を目的としない互助共済的な補償制度です。

区分	子どものグループ(中学生以下) ・文化、ボランティア団体(高校生以上)	老人クラブ団体(おおむね60歳以上の団体)	成人のスポーツのグループ(高校生以上)
掛金(1人年額)	400円	600円	1,300円
傷害保険	死亡	最高 2,000万円	最高 2,000万円
	後遺障害	最高 4,000円	最高 4,000円
	入院	1日につき 1,500円	1日につき 1,500円
賠償責任保険(補償限度額)	対人賠償(自己負担1,000円) 1人 1億円 1事故 5億円 対物賠償 500万円(自己負担1,000円)		
共済見舞金	突然死および日射病・熱射病による死亡 140万円		

(対象となる事故の範囲)グループ活動中と、そのための往復途上の事故。
(保険期間)毎年4月1日から翌年3月31日の間

消費生活センターからのお知らせ

訪問販売法の改正について

就職難や終身雇用への不安等から、空前の資格ブームといわれています。その一方で、悪質な電話勧誘による資格商法の被害も激増しています。平成8年11月21日から訪問販売法の一部が改正され、「電話勧誘販売」として次の点が規制対象となりました。

- ①氏名等の明示
販売業者は、消費者に対し、業者名・勧誘を行う者の氏名・商品の種類・その電話が勧誘を目的とするものであることをきちんと告げる必要があります。
- ②契約締結の意思のない者への継続的勧誘・再勧誘の禁止
はっきり断った人につくべく何度も電話をかけてはいけないことになりました。
- ③書面交付義務
電話による契約の内容を書面にして申し込みをした人へ送らねばなりません。
- ④不実の告知、威迫・困惑行為の禁止
- ⑤クーリング・オフ(訪問販売と同様8日)
契約書を受け取った日から8日間は書面により無条件で解約できるようにになりました。
- ⑥連鎖販売取引も改正
「もうかる」「サイドビジネス」と言って誘い、商品を買わせたり、入会金を出させて販売組織に加入させ、その加入者もまたもうけるために同じ方法で友人知人を誘い販売組織を拡大していく商法を連鎖販売取引(マルチ・マルチマがい商法)と言いますが、次のとおり改正されました。
①禁止行為のうち不実告知及び威迫困惑について規制対象者が連鎖販売業者を行う者全体に広がりました。
②クーリング・オフの期間が14日から20日に延長されました。

オゾン層を守ろう

冷蔵庫等のフロンガス回収について

近年、冷蔵庫やエアコンの冷媒用として使用されているフロンガスをそのまま大気中に捨てていることで、このオゾン層が破壊され、その結果として有害な紫外線の量が増大し人の健康や動植物への悪影響が心配されています。

このため門川町では、本年3月より清掃工場内にフロンガス回収機を設置し、粗大ゴミとして持ち込まれる冷蔵庫と家庭用エアコンについては全てフロンガスを回収することになりました。なおお知らせいたします。



中国人密航者急増

見かけたら、すぐ110番

一月二十四日、児湯郡都農町海岸で中国人の密入国事案が発生しました。このところ太平洋岸で相次いで中国人の密航者が発見逮捕されています。

不審な船、ゴムボート、外人風の人を見かけた場合はすぐ110番をして下さい。

行楽期の雑踏事故・山岳遭難の防止

行楽期における

雑踏事故防止

県内の観光地や行楽地では、各種イベントやスポーツ大会等が開催され、レジャーを楽

町内の事件・事故

町内の交通事故

人身	物損
6件	27件

刑法事件

自動販売機荒し	自転車盗	車上狙い	その他
6件	4件	1件	3件

しむ家族連れ等多くの人出が予想されます。人出の多い場所では、群集心理が働き、予想もしない事故に発展することがあります。雑踏事故を未然に防ぐため、次のことに気をつけましょう。

お出かけになる皆様へ

- 子供さんやお年寄りを同伴される方は、なるべく人出の少ない時間帯を選んで出かけましょう。
- 混雑する場所で、前の人を押ししたり、列への割り込みは、転倒・転落事故等を招き大変危険です。思いやりの気持ちで譲り合い、事故が起きないように心掛けましょう。
- 現場の警察官や整理員の指示をよく守りましょう。

示をよく守りましょう。

マナーを守り

楽しい登山を

春の登山シーズンとなり、身近な霧島山系や祖母山系等でも登山者のちよつとした油断や気象の急激な変化等で事故が発生します。登山にあたっては、次のことを必ず守りましょう。

登山上の留意事項

- 単独の登山は避けましょう。
- 十分な日程で余裕のある行動をしましょう。
- 登山計画書を最寄りの交番、駐在所に提出しましょう。
- 天候の変化に注意し、天候が悪くなるような場合は、

行動を中止して「引き返す勇氣」を持ちましょう。

- 日帰りの登山でも、予備食や非常食を携行しましょう。
- 短パンや半袖シャツ等の軽装を避けましょう。
- 傷薬、包帯等救急薬品を携行しましょう。

道に迷った場合

○迷ったら元の場所まで引き返し、ルートを確認しましょう。

○夜になったらむやみに動かさず、夜明けを待ちましょう。

○ヘリコプターが飛んでいることを確認したら、上空から見える場所を目立つものを振って合図をしてください。

事故が発生した場合

- 慌てないで落ち着いて行動しましょう。
- 遭難者の負傷の程度を確認し、適切な応急措置を講じましょう。
- 自分たちで無理な救出を考えず、近くの登山者や最寄りの警察署に連絡して、救助を求めましょう。

航路標識の設置

および

現状変更について

1 航路標識の設置

川南町川南港の東方約37キロメートルの海上に宮崎県設置、管理の浮魚礁灯(川南港東沖浮魚礁施設灯)が2月中旬に設置されます。

光り方は白光で8秒間に1閃光(モールス符号のU(・ー)を繰り返します。標体の色は黄色です。

2 航路標識の現状変更

門川町牧山にある鍋場灯台は3月上旬、光り方が変わります。

現在「白光 6秒へだてて6秒に4回光る」の繰り返しから

変更後は「白光 15秒に4回光る」を繰り返す光り方になります。

付近を航行する利用者の皆さん十分注意してください。

※詳細については細島航路標識事務所まで、お尋ねください。

〒883日向市細島668番地
☎0982-5214622



西宮市から阪神淡路大震災の被災者へメッセージ

阪神淡路大震災から2年が経過しました。

皆様方におかれましては、被災地を遠く離れ、心細く、ご不自由な生活を送られていることとお察し申し上げます。本市では、災害復興3ヶ年計画に基づき、恒久住宅の早期建設に着手しているところであり、また、各種の生活支援策を創設し、被災者の皆さんに、西宮市にお戻り頂く施策を講じております。

このたび、平成9年2月下旬から3月上旬にかけて、災害復興住宅の募集も計画いたしております。募集要項の必要な方はお申出ください。

被災地から遠く離れ、なにかと情報が届かず、さまざまなことでお悩みのこととご推察申し上げます。どんなことでも結構です。西宮市にお尋ねください。

住宅相談

仮設住宅対策室

☎0798-8593

住宅部 ☎0798-3722

その他相談

市民相談課

☎0798-3100

草川児童クラブ

会員募集!

放課後を楽しく安全に

門川町では、児童が放課後に帰宅しても、保護者が仕事などで家庭にいない小学生低学年(1~3年)の児童(放課後児童)の健全育成を図るために児童クラブを開設しております。このクラブでは、放課後一人ひとりの児童が安心して楽しく過ごせるように、指導員と一緒に活動します。また、当センターには、多数のお年寄りや身体の不自由な方が毎日訪れており、子供たちにとっても、学校集団生活

サルビア俳句会

とは異なった新しいふれあいの場になるのではないでしょうか。

1、対象児童
昼間保護者のいない家庭の小学校1~3年生の児童
約20名

2、募集児童数
約20名

3、開設場所
門川町総合福祉センター

4、開設時間
放課後午後5時
(夏休み等 午前10時~午後5時)

5、問い合わせ先・申し込み先
門川町役場福祉保健課



松本きよし
節分や俳句の好きな鬼は内切株に百の年輪日脚伸ぶ
林田 保文
草も木も芽を吹く前の美しさ木より木に通える風の浅き春
出田 静香
幸多かれ成人式の孫おくる春の陽をあまたあびつつ草を引く
佐藤 秋子
眠る草二月の風に目を覚ます熱燗や剥身の海老の動きけり
甲斐小夜子
シングルと云う身の重し寒牡丹土壁の冬の乾きの三河里
吉井 一城
紅梅の咲き綻びて子の便り寒月に折りたくなる今宵かな
清田 柳水
大股で歩くな転ぶ懐手
福太郎いふは牛の名寒椿
商人の指先は謎懐手
小野タケ子
古の主忘れじと梅香る

佐藤 定光
木枯に押されて軽し三輪車果境の雪をかぶりて来し気配
後藤 ワイ
葱引けば坊主の出ている春の土春愁や絶えて久しき友に文
寺尾 京子
生甲斐の芸の深さやぼたん鍋朝刊に紅茶こぼして春立てり
山本 雪洋
吐く息を貫く今朝の曇かな背負ひたる死といふ重荷春愁清
谷川 童夢
棒担ぎ去る糞塚を解き了り零落とは言ひ難きつや落椿

山岡 和男
煩惱をたつと思いつくじを買ふ寒行の鈴の音遠き静寂かな
黒木ユキヨ
野仏の座にこぼれたる紅椿その奥の芒大野に照る夕日
野地 紫風
耕し田に淋しき口ばしさぎ一羽師の葬に詠歌むせびて百千鳥
戸高 梅乃
太陽の海にまぶしき今朝の春雷雨の肌にあさしき春の空
黒木 洋子
冬日受け銀光りする遊魚船感謝せし後姿や梅の花
小林サヨ子
ALS永久に春見ぬ雪椿子育て期想い出抱いて冬の旅
河野白陽子
眠る山幾重も越えて母の里照り曇る退院近き冬椿



今月の主な行事

- 2日㊟・第12回住みよい地域づくり町民運動・第6回生涯学習推進大会(9:30～ 文化会館)
・かどがわ日曜朝市(8:00～10:00 アピオ前)
- 3日㊟・健康相談(9:00～11:00 役場町民室)
・マタニティ教室(13:30～ 役場宿直室)
- 4日㊟・乙島学園卒業式(9:30～ 中央公民館)
- 5日㊟・2才児歯科健診(13:15～13:45受付 福祉センター・H6年9月・10月・11月・12月生)
- 14日㊟・献血(10:00～13:00 商工会)
- 16日㊟・第12回かどがわ健康ロードレース大会(9:00～ 海浜公園)
・かどがわ日曜朝市(8:00～10:00 アピオ前)
- 18日㊟・町内中学校卒業式
・文学講座(19:30～ 中央公民館)
- 19日㊟・乳児健康診査(13:30～14:00受付 福祉センター・H8年7月・8月生)
・さるびあ塾(9:30～ 中央公民館)
- 20日㊟・春分の日
- 25日㊟・町内小学校卒業式
- 26日㊟・1才児健康相談(9:30～10:00受付 福祉センター・H8年3月・4月生)
・1才6ヶ月児健康診査(13:30～14:00受付 福祉センター・H7年8月・9月生)

町の人口 2月1日現在

男	女	計	世帯数
9,141 (9,128)	10,194 (10,174)	19,335 (19,302)	6,278 (6,263)

()内は前月

発行/門川町総務課

〒889-06 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
TEL (0982) 63-1140(代)

生涯学習公開講座 さるびあ塾



3月「ヘルシークッキング」

期日 3月19日(木)
時間 午前9時30分～午後1時
場所 中央公民館
申込先 社会教育課
申込〆切 3月13日(木)
持参する物 500円、米60g、エプロン、三角巾

記

さて、お待ちかね/今月は「お料理教室」です。メニューは来てからのお楽しみ。どなたでも参加できます。申込みを忘れないで下さいね!

家庭犬のしつけ方教室

日向保健所と県獣医師会日向支部、伊東警察犬家庭犬訓練所が合同で開く「家庭犬のしつけ方教室」が、次のとおり開催されます。

当日は、犬の散歩のさせ方など実技主体となります。見学だけでも結構ですのでお越しください。

教室の日程及び内容

- 第1回 3月2日 午前9時30分から 開校式及び実技 午後1時から 講義
- 第2回 3月9日 午前9時30分から 実技
- 第3回 3月16日

午前9時30分から

実技及び閉校式

場所

講義 西栄町公民館
実技 西栄町第1街区公園
(公民館横)

※日向保健所では、しつけ方教室に参加される「犬」を募集しています。犬が言うことを聞かない、犬が夜中に吠えて困るなどの悩みをお持ちの飼い主の方は、次のところまで申し込みください。

・日向保健所 衛生環境課

☎52-5101

・門川町役場 環境課

☎63-1140

寄付お礼

この度、左記の皆様より社会福祉事業に役立てて下さいと御寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

○加草二区 請関忠太郎様より 一般寄付金として

金五万円

○下納屋 高畑日出子様よりセンター利用の寄付金として

金二千元

○門川五十鈴ライオンズクラブ様より一般寄付金として

金十二万五千五百五十五円

門川町社会福祉協議会

寄付お礼

香典返しとして、社会福祉事業にと御寄付をいただきました。

ここに厚くお礼申し上げますとともに、故人の御冥福を心からお祈り申し上げます。なお、使途につきましては、その趣旨にそいまして、社会福祉事業に活用させていただきますと存じます。

()は故人

五万円 加草二区 請関 勝成様 (平八)

十万円 五十鈴 甲斐 徳義様 (ゆかり)

二万円 上納屋一区 中崎カヅコ様 (静雄)

三万円 南町二区 坂本 明様 (リク)

二万円 下納屋 椿原カズエ様 (範一)

五万円 下納屋 坂本 秀安様 (カヤ)

二万円 庵川東 浜田 安雄様 (林)

五万円 尾末東 山口ヨシ子様 (寅造)

五万円 松 瀬 松田 義雄様 (ミサエ)

三万円 庵川東 内山キクエ様 (熊市)

三万円 中 尾 長友 正由様 (シゲノ)

五万円 西栄町 後藤 京子様 (萬吉)

平成九年二月十七日届出迄

門川町社会福祉協議会